任命された緊急災害対策本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新災害対策基本法第十二条第五項第二号又は第七項、第二十三条の四第五項、第二十五条第六項各号及び第七項並びに第二十八条の三第六項第四号及び第七項の規定により、新中央防災会議の委員又は専門委員、新特定災害対策本部の特定災害対策本部長、特定災害対策本部員その他の職員、新非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び新緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の大規模地震対策特別措置法（次項において「旧大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により内閣府に設置されている地震災害警戒本部（次項において「旧地震災害警戒本部」という。）は、第十一条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法（次項において「新大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により防災庁に設置される地震災害警戒本部（次項において「新地震災害警戒本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員（旧大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号の規定により任命された地震災害警戒本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号及び第七項の規定により新地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に第三十三条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「旧大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により内閣府に設置されている復興対策本部（次項において「旧復興対策本部」という。）は、第三十三条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「新大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により防災庁に設置することができる復興対策本部（次項において「新復興対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧復興対策本部の本部員（旧大規模災害復興法第五条第六項第二号の規定により任命された本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模災害復興法第五条第六項第二号及び第七項の規定により新復興対策本部の本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「若しくはデジタル庁設置法」を「、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

政　令

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十七号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和八年法律第五十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（平成二十六年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第八号」を「第二条第十一号」に改め、同条第一号中「及び次号」を「及び同号」に改める。

附　則

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月二十一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十八号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「四五、四〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六七、七〇〇」を「七一、三〇〇」に、「九五、八〇〇」を「一〇一、六〇〇」に、「一二一、〇〇〇」を「一二八、七〇〇」に改め、同表二の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に、「四〇、一〇〇」を「四三、九〇〇」に、「五七、六〇〇」を「六〇、五〇〇」に改め、同表三の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に改め、同表四の項中「五一、九〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇一、九〇〇」を「二二五、八〇〇」に、「三七二、〇〇〇」を「四〇八、四〇〇」に、「四四三、一〇〇」を「四八五、一〇〇」に、「五五三、一〇〇」を「六〇一、七〇〇」に、「六七四、九〇〇」を「七四八、五〇〇」に、「八六三、一〇〇」を「九六〇、七〇〇」に改め、同表五の項中「五二、二〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇二、三〇〇」を